

★ 広島県中山間地域振興条例（条例第四十四号）（過疎地域振興課）

一 制定の理由

多様な主体が連携して、中山間地域の振興に取り組むことにより、豊かで持続可能な中山間地域の実現を図るため、中山間地域の振興に関する基本方針や県及び県民の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する基本的事項を定めた。

二 条例の内容

1 前文

中山間地域においては、人口減少や少子高齢化の進展により、地域の基幹産業としての農林水産業の衰退、農地の荒廃等による県土の保全への影響等が懸念される状況にあることから、県民一人一人が中山間地域の有する、県土の保全、水源の涵養等の多面的かつ公益的機能等の価値を再認識するとともに、豊かで持続可能な県民共通の財産として、その価値を将来に引き継いでいくことを目指す条例の趣旨を明らかにした。

2 目的

中山間地域の振興に関し、県及び県民の役割を明らかにするとともに、基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで持続可能な中山間地域を実現することを目的とした。

3 定義

(一) 中山間地域

次のいずれかに該当する地域をいう。

(1) 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

(2) 山村振興法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

(3) 半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

(4) 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三十三条各項の規定により過疎地域とみなされる地域を含む。）

(二) 多様な主体

中山間地域の振興に関わる個人又は団体をいう。

4 基本方針

- (一) 県民の自主的かつ主体的な地域づくりを促進すること。
- (二) 産業の振興等による雇用機会の創出を図ること。
- (三) 日常生活を支える機能の確保等により、定住の促進に必要な環境の整備を図ること。

(四) 多様な主体の交流及び連携による地域づくりを図ること。

5 役割等

県及び県民が果たすべき役割並びに市町との連携について規定した。

(一) 県の役割

(1) 県は、多様な主体と連携しつつ、中山間地域の振興に関する総合的な計画を策定し、当該計画に基づいて施策を推進することとした。

(2) 県は、(1)の施策を推進するに当たっては、市町及び県民による中山間地域の振興に関する自主的かつ主体的な地域づくりが促進されるよう必要な措置を講じることとした。

(3) 県は、(2)の地域づくりを促進するため、中山間地域の有する多面的かつ公益的機能に関する県民の関心及び理解を深めるよう必要な措置を講じることとした。

(二) 県民の役割

県民は、中山間地域の有する多面的かつ公益的機能に関する関心及び理解を深めるとともに、中山間地域の振興に関する自主的かつ主体的な地域づくりを自ら実施し、又は他の者が行う中山間地域の振興に関する地域づくりに協力するよう努めることとした。

(三) 市町との連携

県は、住民による中山間地域の振興に関する自主的かつ主体的な地域づくりの促進又は多様な主体と連携した中山間地域の振興を図ることを目的として市町が実施する施策について、必要と認める協力を行うこととした。

6 振興計画

県は、4の基本方針に基づき、中山間地域の振興に関する総合的な計画を策定することとした。

7 自主的かつ主体的な地域づくりの促進

県は、市町及び県民による中山間地域の振興に関する自主的かつ主体的な地域づくりを促進するため、市町及び県民に対する情報の提供その他必要な支援を行うこととした。

8 普及啓発等

県は、中山間地域の多面的かつ公益的機能に関する県民の関心及び理解を深めるため、普及啓発その他必要な施策を講じることとした。

9 推進体制

県は、この条例の目的を達成するため、必要な体制を整備するとともに、市町との協議の場を設けることとした。

10 財政措置

県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じることとした。

11 年次報告

知事は、毎年度、議会に、当該年度の前年度において中山間地域の振興について講じた主な施策に関して報告することとした。

三 施行期日等

平成二十五年十月十日。ただし、二Hは、この条例の施行の日の属する年度以後に講じる中山間地域の振興に関する施策について適用する。

★ 広島県子ども・子育て審議会条例（条例第四十五号）（こども家庭課）

一 制定の理由

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等に関する事項について調査審議する合議制の機関として、広島県子ども・子育て審議会を設置する。

二 条例の内容

1 組織

(一) 委員の定数 二十五人以内

(二) 委員の任命 子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者その他優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(三) 委員の任期 二年

2 会長

会長の選任方法及び職務を定める。

3 専門委員

審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 会議

会議の招集など審議会の運営について定める。

5 部会

審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 その他

その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

三 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 広島県営林の管理経営に関する条例（条例第四十六号）（森林保全課）

一 制定の理由

県営林の管理経営について基本的かつ長期的な計画等を定めるとともに、これに基づく施策を効果的に推進するために広島県営林管理経営評価委員会を設置することにより、県土の保全その他の県営林の有する公益的機能の持続的な発揮及び県営林で生産される木材の安定的な供給を図るため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 県営林長期管理経営方針

（一） 県営林の管理経営に係る施策を推進するための基本的かつ長期的な方針（以下「県営林長期管理経営方針」という。）を定めることとした。

（二） 県営林長期管理経営方針は、次の事項について定めることとした。

- (1) 管理経営に関する基本方針
- (2) 森林の整備に関する事項
- (3) 木材の生産及び販売に関する事項
- (4) その他必要な事項

（三） 県営林長期管理経営方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表することとした。

2 県営林中期管理経営計画

（一） 県営林長期管理経営方針に即して、県営林の管理経営に係る施策を推進するため、五年ごとに、五年を一期とする計画（以下「県営林中期管理経営計画」という。）を定めることとした。

（二） 県営林中期管理経営計画は、次の事項について定めることとした。

- (1) 管理経営の目標に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 収支計画に関する事項
- (4) その他必要な事項

（三） 県営林中期管理経営計画を定めようとするときは、あらかじめ広島県営林管理経営評価委員会の意見を聴くこととした。

（四） 県営林中期管理経営計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表することとした。

3 年度実施計画

（一） 県営林長期管理経営方針及び県営林中期管理経営計画に即した県営林の管理経営のために、事業年度ごとの計画（以下「年度実施計画」という。）を定めることとした。

（二） 年度実施計画を定めようとするときは、あらかじめ広島県営林管理経営評価委員会の意見を聴くこととした。

4 実施状況の公表

少なくとも毎年一回、県営林の管理経営に係る施策の実施状況を公表することとし

た。

5 広島県営林管理経営評価委員会

委員会の設置及び組織について定めた。

三 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 災害対策基本法第七十一条の規定による応急措置の業務に従事した者等に対する損害の補償に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十七号）（危機管理課）

一 改正の要旨

災害救助法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる条例について、引用条項等の整理を行った。

1 災害対策基本法第七十一条の規定による応急措置の業務に従事した者等に対する損害の補償に関する条例

2 理容師法施行条例

3 美容師法施行条例

二 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（人事課）

一 改正の要旨

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、同法による復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給するために必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（財政課）

一 改正の要旨

1 現在の低金利状況や事業者の負担等を考慮し、県税に関する延滞金の割合を見直す地方税法の改正が行われたことに伴い、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金の割合の特例を定めるとともに、延滞金の計算における端数処理についても県税に準拠したものとするため、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例について必要な改正を行った。

2 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例に準拠して延滞利息の割合を定めている広島県高等学校等奨学金貸付条例についても、同様に延滞利息の割合の特例を定めた。

二 施行期日

平成二十六年一月一日

★ 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十号）（財政課）

一 改正の要旨

出資比率の変更に伴い、一般社団法人広島県畜産協会を知事の調査等の対象とするとともに、当該調査等の対象となる社団法人広島県山行苗木残苗補償協会的一般社団法人への移行によりその名称を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務が廃止されたことなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
- 1 市町が処理する事務から削除するもの

事 務		対 象 市 町
一 宅地造成等規制法に基づく事務のうち、宅地造成工事規制区域を指定した場合の国土交通大臣への報告		竹原市、三原市、尾道市、三次市、東広島市及び廿日市市
	二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務のうち、特定建築物に関する届出を受けた場合の労働局長への通知	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町

- 2 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行った。
- 三 施行期日

平成二十五年十月十日。ただし、二2の改正については、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律附則第一条各号列記以外の部分に規定する政令で定める日

★ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（広島県条例第五十二号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、指定小規模多機能型居宅介護事業者が児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供することができるよう、従業者の員数の基準を定めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例及び広島県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

広島県緊急雇用対策基金及び広島県森林整備加速化・林業再生基金のうち復興関連予算で造成されたもので執行済みのものを除いた残額について、国の要請に基づき返還するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年十月十日

★ 広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）（道路河川管理課）

一 改正の要旨

河川法の一部が改正され、水利使用の許可を既に受けている河川の流水を利用して発電する場合の水利使用が、許可制から登録制に変わることに伴い、登録を受けた者から流水占用料を徴収するために必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成二十五年十二月十二日までの間において規則で定める日

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

- 1 港湾法に基づき、港湾管理者以外の者の行う工事又は行為により必要が生じた港湾工事の費用を原因者に負担させることができるよう、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法について定めた。
- 2 福山港一文字地区に、小型船舶特定係留施設を整備することに伴い、使用料の額を次のとおり定めた。

港湾施設の種類	単位	金額
小型船舶特定係留施設	一隻一月につき	
	福山港一文字地区	一〇、〇〇〇円

二 施行期日

- 1 一 1 平成二十五年十月十日
- 2 一 2 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める
条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）

一 改正の理由

平成二十二年十月一日実施の国勢調査の結果に基づき、広島県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県議会議員の定数の改正

広島県議会議員の定数を次のとおり改正した。

改正前	改正後	改正による減員
六六人	六四人	二人

2 広島県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数の改正

広島県議会議員の各選挙区のうち次の選挙区の選挙すべき議員の数を次のとおりとした。

選挙区の名称	選挙すべき議員の数	
	改正前	改正後
広島市安佐南区	四人	五人
呉市	六人	五人
尾道市	四人	三人
福山市	十一人	一〇人

三 施行期日

次の一般選挙